

証券コード 150A
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目1番5号
セントラルビル
株 式 会 社 J S H
代表取締役 野 口 和 輝
会長兼社長

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jsh-japan.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面（議決権行使書用紙）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述の「議決権行使方法のご案内」をご高覧いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午後1時

2. 場 所 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

日本橋フロント6階 AP日本橋 ROOM B

※昨年度の会場とは異なりますのでご注意願います。

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えの無いようにご来場ください。

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第9期（2024年4月1日～2025年3月31日）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2024年4月1日～2025年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 会計監査人選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類、計算書類及び会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類、計算書類の一部であります。

事業報告の以下の事項

- ・業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類の以下の事項

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

計算書類の以下の事項

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

書面による議決権行使



行使期限

**2025年6月23日（月曜日）
午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使



行使期限

**2025年6月23日（月曜日）
午後6時行使分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は次頁をご覧ください

ご注意点

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

株主総会への出席による議決権行使



開催日時

2025年6月24日（火曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま**会場受付**にご提出ください。代理人がご来場の場合は、議決権行使書の他、委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

新型コロナウイルス感染防止の対応

- ・発熱や咳などの症状が認められた方や体調不良とお見受けした方には、ご入場をお断りすることやご退場いただく場合がございます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.jsh-japan.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内



行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後6時行使分まで

QRコードを読み取る方法

ログインID及び仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

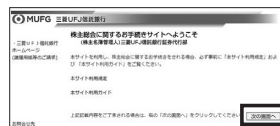


※ QRコードは株デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

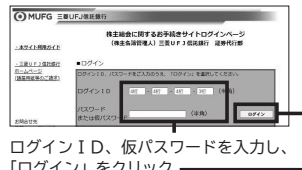
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへ <https://evote.tr.mufig.jp/> にアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため、1名増員して取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりです。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	野口 和輝 (1964年11月24日) 再 任	1983年 4 月 医療法人河崎会水間病院 入職 1988年 7 月 独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター 入職 1989年 7 月 医療法人渡辺病院 入職 1990年 5 月 泉南中央病院 入職 1991年12月 大阪府立精神医療センター 入職 2003年 2 月 株式会社N・フィールド設立 代表取締役社長 就任 2016年 4 月 当社設立 代表取締役社長 就任 2017年 9 月 当社代表取締役会長 就任 2018年 4 月 当社代表取締役会長兼社長 就任 2019年 5 月 当社代表取締役会長 就任 2019年11月 当社代表取締役会長兼社長 就任（現任）	1,976,000株
	【取締役候補者とした理由】 代表取締役会長兼社長として、当社全体を強力に牽引していることから、引き続き、取締役の候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	宮崎 洋祐 (1970年6月5日) 再 任	1993年4月 野村證券株式会社 入社 2017年5月 当社入社 専務取締役 就任 2017年9月 当社代表取締役社長 就任 2017年11月 ジャパンサポート株式会社設立 代表取締役 就任 2018年4月 当社取締役 就任 2018年9月 ジャパンサポート株式会社 取締役 就任 2018年12月 当社再入社 代表取締役専務 就任 2019年11月 当社取締役管理本部長 就任 2021年4月 当社取締役 就任 2022年4月 当社取締役経営管理グループ長 就任 2023年4月 当社取締役経営管理本部長 就任 2024年4月 当社代表取締役専務経営管理本部長 就任（現任）	1,500株
		【取締役候補者とした理由】 代表取締役専務として、代表取締役会長兼社長をサポートし、当社全体を強力に牽引していることから、引き続き、取締役の候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	鎌田 聖一 (1970年9月29日) 再 任	1993年3月 医療法人仁誠会大湫病院 入職 2000年6月 医療法人社団優心会釧路優心病院 入職 2004年4月 特定医療法人北仁会旭川病院 入職 2009年9月 株式会社N・フィールド 入社 2016年5月 医療法人社団成仁病院 入職 2017年6月 日本在宅医療株式会社 設立 代表取締役社長 就任 2018年8月 当社入社 取締役 就任 2018年10月 ジャパンサポート株式会社 入社 代表取締役社長 就任 2019年4月 当社専務取締役 就任 2019年5月 当社代表取締役専務 就任 2019年11月 当社取締役事業本部長 就任 2020年7月 当社取締役グループ本部長 就任 2021年4月 当社取締役 就任 2021年10月 当社取締役事業本部長 就任 2022年4月 当社取締役副社長 就任 2023年4月 当社取締役在宅医療事業本部長 就任（現任）	—
		【取締役候補者とした理由】 取締役在宅医療事業本部長として、主力事業である在宅医療事業を強力に牽引していることから、引き続き取締役の候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	市川 伸二 (1979年9月28日) 再 任	2010年7月 株式会社N・フィールド 入社 2017年11月 株式会社トレースエンタープライズ 入社 常務執行役員 就任 2019年5月 同社代表取締役社長 就任 2019年11月 当社入社 執行役員 就任 2021年10月 当社取締役 就任 2022年4月 当社取締役副社長 就任 2023年4月 当社取締役地方創生事業共同本部長 就任 2025年4月 当社取締役地方創生事業本部長 就任（現任）	—
		【取締役候補者とした理由】 取締役地方創生事業本部長として、主力事業である地方創生事業の主に農園運営部門を強気に牽引していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。	
5	山田 平和 (1962年6月1日) 再 任	1986年4月 野村證券株式会社 入社 2017年3月 株式会社格付投資情報センター 入社 2019年4月 当社入社 取締役 就任 2019年4月 ジャパンサポート株式会社 入社 取締役 就任 2019年5月 当社代表取締役社長 就任 2019年11月 当社取締役 就任 2023年4月 当社取締役地方創生事業共同本部長 就任 2025年4月 当社取締役 就任 地方創生事業本部担当（現任）	—
		【取締役候補者とした理由】 地方創生事業本部担当取締役として、主力事業である地方創生事業の主に営業部門を強気に牽引していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	北村 充永 (1975年12月2日) 再 任	2000年4月 淀川キリスト教病院 入職 2001年1月 医療法人養心会国分病院 入職 2005年2月 独立行政法人国立病院機構松籠荘病院 入職 2013年2月 株式会社N・フィールド 入社 2016年5月 医療法人社団成仁病院 入職 2017年6月 日本在宅医療株式会社 設立 代表取締役常務 就任 2018年10月 同社代表取締役社長 就任 2019年11月 当社入社 取締役 就任 在宅医療事業本部担 当（現任）	—
		【取締役候補者とした理由】 在宅医療事業本部担当取締役として、主力事業である在宅医療事業を強力に牽引していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。	
7	濱西 望 (1984年8月17日) 再 任	2009年4月 野村證券株式会社 入社 2014年8月 UBS銀行 入行 2016年4月 当社入社 専務取締役 就任 2017年12月 ジャパンサポート株式会社 入社 2019年4月 同社代表取締役 就任 2019年11月 当社入社 2020年7月 当社取締役 就任 2021年4月 当社取締役管理本部長 就任 2022年4月 当社取締役 就任 経営企画部担当（現任）	—
		【取締役候補者とした理由】 経営管理本部経営企画部担当取締役として、経営企画全体を強力に牽引していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	津田 和義 (1966年1月13日) 再 任 社 外 独 立	1990年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 1998年10月 株式会社稲田商会 入社 取締役 就任 2000年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所 2003年 8月 株式会社エム・エム・ティー 入社 取締役 就任 2008年 3月 津田和義公認会計士・税理士事務所 開設 代表 就任（現任） 2008年 3月 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役 就任（現任） 2008年 8月 ヒロセ通商株式会社 社外監査役 就任 2012年 2月 大阪府民共済生活共同組合 監事 就任 2013年11月 株式会社中川政七商店 社外監査役 就任 2015年 3月 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役 就任（現任） 2016年 4月 株式会社中川政七商店 社外取締役 就任 2016年 4月 当社社外取締役 就任（現任） 2016年 6月 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2018年 6月 株式会社ジェノミックス（現株式会社ステムリム） 社外監査役 就任 2021年 6月 株式会社中山製鋼所 社外監査役 就任 2022年 6月 株式会社中山製鋼所 社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2022年 6月 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役 就任（現任）	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、当社の社外取締役として適任であると考えたことから、引き続き社外取締役の候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
9	江尻 琴美 (1974年8月12日)	1997年4月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 入社 2008年12月 第一東京弁護士会 登録 2009年1月 敬和綜合法律事務所 入所 2020年7月 同所 パートナー（現任） 2021年1月 リンカーズ株式会社社外監査役 就任（現任） 2022年6月 株式会社メイコー社外監査役 就任（現任） 2023年6月 当社社外取締役 就任（現任）	—
	再 任 社 外 独 立	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士としての企業法務に関する幅広い専門知識を有しており、当社の社外取締役として適任であると考えたことから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。	
10	矢野 翔太郎 (1983年9月9日)	2006年4月 株式会社JTB西日本（現：株式会社JTB） 入社 2018年7月 株式会社トレースエンタープライズ 入社 代表取締役 就任 2018年10月 同社 取締役 就任 2019年4月 同社 観光開発室長 就任 2019年11月 当社入社 2021年4月 当社営業部長 就任 2021年10月 当社執行役員 就任（現任）	—
	新 任	【取締役候補者とした理由】 地方創生事業本部執行役員として、営業部門を強力に牽引していることから、営業部門の販売力の強化や新たな業務領域の拡大のため、新たに取締役候補者といたしました。	

(注) 1. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また新任の矢野翔太郎氏も執行役員として当該保険に含まれております。各氏の選任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）と

の間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各取締役が再任された場合は当該契約を継続する予定でございます。

3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である野口和輝氏、宮崎洋祐氏、鎌田聖一氏、市川伸二氏、山田平和氏、北村充永氏、濱西望氏、津田和義氏及び江尻琴美氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしております。

- ・ 当社が損害を賠償するとすれば被補償者である取締役及び監査役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分
- ・ 被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより責任を負う場合には、損失の全部

各取締役が再任された場合は当該契約を継続する予定でございます。また矢野翔太郎氏が当社取締役に選任された場合は、当該補償契約を締結する予定でございます。

4. 候補者の津田和義氏と江尻琴美氏は社外取締役候補者であります。

5. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

津田和義氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって、9年であります。

江尻琴美氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって、2年であります。

6. 取締役候補者の江尻琴美氏の戸籍名は「鶴田琴美」でございます。

7. 候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の経営環境を踏まえた新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される監査実績、専門性、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	EY新日本有限責任監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	
	事務所等	国内 東京ほか 計17か所 海外 ニューヨークほか 計43か所	
沿 革	2000年4月	太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1969年12月に設立された昭和監査法人の合併により、1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し監査法人太田昭和センチュリーを設立	
	2001年7月	法人名称を監査法人太田昭和センチュリーから新日本監査法人に変更	
	2008年7月	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本監査法人から新日本有限責任監査法人に変更	
	2018年7月	法人名称を新日本有限責任監査法人からEY新日本有限責任監査法人に変更	
概 要	資本金	1,186百万円	(2025年3月31日現在)
	被監査会社数	3,850社	(2025年3月31日現在)
	人員構成		(2025年3月31日現在)
			(名)
			合計
	公認会計士		3,137
	公認会計士試験合格者等		1,226
	その他		2,042
	合計		6,405

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月24日開催の第8期定時株主総会において選任された補欠監査役の選任の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査役候補者は以下のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
小田切 豪 (1978年6月2日)	2007年9月 東京弁護士会 登録 三宅・今井・池田法律事務所 入所 2016年1月 三宅・今井・池田法律事務所 パートナー（現任） 2022年4月 東京弁護士会 倒産法部 事務局次長	
【補欠監査役候補者とした理由】 弁護士として長年培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。 同氏は、役員として企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また更生会社の管財人団として企業経営に関与した経験を有するなど、企業経営を統治する豊富な見識を有しておられることから、社外監査役に就任された場合、その職務を適切に遂行し、ガバナンスの維持・強化に貢献できるものと判断しております。		

- (注) 1. 小田切豪氏は社外監査役候補者でございます。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小田切豪氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内で、株式会社が定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
4. 小田切豪氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内に

において当社が補償する補償契約を締結する予定です。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。小田切豪氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調で推移し、個人消費には持ち直しの動きが見られました。一方、物価高や海外の政策動向の影響など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社では「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」を企業理念に掲げ、「地域を問わず全ての人々が、心豊かに、能力や個性を発揮できる社会の実現」を目指すゴールとし、地域課題の解決や社会に対する有益な価値の創出に向けて、「地方創生事業」及び「在宅医療事業」を柱とした事業を展開しております。「地方創生事業」につきましては、「障がいの特性や職業能力等に関わらず、住み慣れた地域で仕事を通じて自己実現ができる社会の実現」に向けて、地方における雇用の創出及び地方に在住している障がい者の雇用促進、職業能力開発・向上の支援に取り組む障がい者雇用支援事業に注力してまいりました。「在宅医療事業」につきましては、「持続可能な医療体制のもと、住み慣れた地域で社会的な生活を家族と共に営むことができる社会の実現」に向けて、訪問看護サービスの提供による訪問診療の支援を通じて医療機関等と連携を図り、在宅医療の拡大を推進してまいりました。また、当社の事業領域の拡大及び事業ポートフォリオの強化並びに収益基盤の多様化と安定化を図るため、スマートロック等のIoTを活用した無人内見システムサービスを提供しているショウタイム24株式会社の株式を取得し連結子会社といたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,967,006千円、営業利益は176,278千円、経常利益は185,154千円、親会社株主に帰属する当期純利益は144,153千円となりました。

なお、当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

報告セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度の期首より組織再編に伴い、「地方創生事業」の区分であった「訪問看護ステーション コルディアール宮崎」、「訪問看護ステーション コルディアール大分」及び「訪問看護ステーション コルディアール佐賀」については、「在宅医療事業」へセグメント区分を変更しております。

＜地方創生事業＞

わが国におきましては、少子高齢化による地域の人口減少や東京一極集中等による地方の過疎化が課題であることから、当社は、地方創生への取り組みを推進し、地域の活性化を図ることで、地域の全ての人々が安心して生活できる環境を創り出すことが必要であると考えております。また、当社の主要事業である地方における障がい者雇用支援事業を取り巻く環境につきましては、2023年3月に障害者雇用促進法施行令が改正され、民間企業における障がい者の法定雇用率が2024年4月に2.3%から2.5%へ引き上げられ、2026年7月には更に2.7%への引き上げが予定されております。また、企業におきましては、社会的価値の創造による新たな企業価値向上の一つとして、全ての従業員が尊重され、個々が能力を発揮して活躍できる環境の実現に向けた取り組みが進められております。これらを踏まえ、当社は、地域との連携を図り、障がい者の更なる雇用を促進し、職業能力の開発・向上による共生社会の実現及び地方における就労機会の拡充を図ることが必要であると考えております。

このような状況のなか、当社は、障がい者雇用における地域間格差を解消し、就労機会が限定的な地方に在住している障がい者の雇用及び定着支援のサポートサービスを企業に対して提供しております。当連結会計年度におきましては、農園利用企業に対し、障がい者の職業能力の開発・向上への取り組みをサポートできる体制の整備を図るとともに、在宅医療事業における知見等も活用し、地域の医療機関や障がい者雇用の支援機関等との関係を強化してまいりました。また、障がい者雇用における企業の新たな付加価値創出に向けた提案営業を強化し、販路拡大を推進した結果、新規企業からの契約獲得及び既存のサービス利用企業からの追加契約獲得が順調に推移したことに伴い、新たに福岡県糟屋郡新宮町、熊本市南区奥古閑町、札幌市厚別区下野幌及び岡山市南区新保に農園を開園いたしました。当連結会計年度末においては、長崎県、宮崎県、熊本県、佐賀県、福岡県、大分県、北海道及び岡山県にて農園21拠点で事業運営を行っております。また、地域の雇用創出に加え、地域で支える共生の考え方などを提供する場として、九州における「旗艦拠点」とすべく、熊本市北区植木町に新築農園を建設（2025年9月以降に開園予定）することを決議し、地域価値創造に向けた成長戦略としての先行投資を積極的に進めております。これらの取組みに加え、地域社会の活性化を図るべく、修学旅行生の教育体験民泊をはじめとした地方誘客及び地方の魅力ある特産品の販売の拡充を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,508,781千円、セグメント利益は555,026千円となりました。

<在宅医療事業>

わが国の医療環境につきましては、2024年度診療報酬改定の基本方針における重点課題の一つとして、安心・安全で質の高い医療の推進が示されていること等から、当社は、質の高い在宅医療・訪問看護サービスの提供体制の確保及び地域全体での医療機能の分化強化、連携の推進が必要であると考えております。

このような状況のなか、当社は、訪問診療の支援を通じて医療機関等と連携を図り、質の高い在宅医療・訪問看護サービスを提供し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでおります。当連結会計年度におきましては、組織再編に伴い、「地方創生事業」の区分であった「訪問看護ステーション コルディアール宮崎」、「訪問看護ステーション コルディアール大分」及び「訪問看護ステーション コルディアール佐賀」が加わるとともに、新たに岡山市南区新保に事業所を開設、東京都江戸川区一之江に営業所を開設及び1営業所の事業所との統合に伴う廃止を行った結果、当連結会計年度末においては、北海道、東京都、埼玉県、大阪府、宮崎県、大分県、佐賀県及び岡山県にて訪問看護ステーション17事業所及び4営業所の計21拠点での事業運営を行ってまいりました。また、地域医療連携及び障がい者雇用支援事業における事業セグメント間の連携を進めるにあたり、地域の既存ネットワークを活用した医療機関等とのリレーションの構築強化を図ってまいりました。併せて、医療DX推進に向けて、訪問看護におけるレセプトオンライン請求及びオンライン資格確認の義務化への対応に着手し、医療情報を有効活用できる体制の構築及び事務業務の効率化を進めるとともに、2024年度診療報酬改定に伴い新設されたベースアップ評価料の算定による看護師等への処遇改善を図るなど、より質の高い在宅医療・訪問看護サービスの提供に向けて取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,454,615千円、セグメント利益は164,516千円となりました。

<その他>

その他におきましては、経営管理業務を受託したことにより、当連結会計年度における売上高は5,000千円、セグメント利益は1,868千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、総額793,881千円の設備投資（無形固定資産を含む。）を実施いたしました。

なお、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

主な内訳は、障がい者雇用支援事業における新築農園の建設費用及び新設農園の設備工事費用等であります。また、セグメント別の設備投資額は次のとおりであります。

セグメント	設備投資額（千円）
地方創生事業セグメント	791,142
在宅医療事業セグメント	822
全社（共通）	1,916
合計	793,881

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、東京証券取引所グロース市場への上場に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資及び新株予約権の行使による新株発行により、59,438千円の資金調達を行いました。また、新築農園の建設費用の一部として、金融機関より借入金176,000千円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年1月31日付で、ショウタイム24株式会社が第三者割当により発行した新株式400千株を引受け、同社を連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

ア. 地方創生事業における障がい者雇用支援サービス利用企業の確保

地方創生事業の中軸をなす障がい者雇用支援事業において地方の障がい者の雇用を拡大するためには、より多くの企業の障がい者雇用を支援することが重要な課題であり、新たにサービスを利用する企業の確保に努めるとともに、既存のサービス利用企業のニーズをより一層汲み上げ、農園においてより多くの障がい者の就労を支援できるよう取り組んでまいります。

イ. 地方創生事業における障がい者雇用支援サービスの質的向上

地方に在住する障がい者の雇用創出を図るためには、より多くの企業（事業主）に当社サービスを利用してもらうことが必要であり、そのためには当社が運営する農園を利用する事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）を遵守して、障がい者の職業能力の開発及び向上へ対応できることが求められます。

また、2023年4月17日に開催された第128回労働政策審議会（障害者雇用分科会）において障害者雇用ビジネス実施事業者の実態把握の取組として「把握した事例と課題等への対応に求められる望ましい取組のポイント（①～⑦）」が公表され、2023年6月12日に開催された第129回労働政策審議会（障害者雇用分科会）においては「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント（リーフレット）」が、2023年12月27日に開催された第130回労働政策審議会（障害者雇用分科会）においては「令和5年度における労働局・ハローワークによる指導・助言の実施事案の例（①～②）」が公表されていることを踏まえ、当社としては農園を利用する事業主が障害者雇用促進法のみならず障害者雇用分科会にて公表された課題を解決し、望ましい取組に沿った障がい者雇用に主体的に取り組めるよう、障がい者各自の障がい特性の把握や合理的配慮の提供、職業能力の開発、適正な雇用管理等の支援に取り組んでまいります。

ウ. 在宅医療事業における医療機関との連携

医療業界においては、少子高齢化による人口構造の変化、社会保障制度や医療制度の変化等により、長期入院患者の退院を促し、患者が居住している地域において医療サービスを受ける方向へ構造変化が生じております。

訪問看護を提供する事業所数は、2024年4月1日時点で全国に17,329事業所(注1.)ありますが、訪問看護の利用者数(医療保険)は2001年の48,830人から2019年には287,811人となり、2001年の約6倍にまで増加しております(注2.)。また、2025年には団塊の世代の年齢が75歳を超え、人口の5人に1人が高齢者である超高齢社会が到来し(注3.)、病院改革・

医療技術の向上による在院日数の短縮化が進められ、ますます訪問看護の利用ニーズは高まっていくと推測されます。

上記の通り訪問看護に対する社会的な需要は年々高まっておりますが、当社は医療機関と連携を図ることにより地域においてより質の高い在宅医療サービスを提供していくことを重要な課題と考え、医療機関からの信頼確保に努め、地域の医療機関との連携強化を図るとともに、医療機関が在宅医療への対応をスムーズに行えるよう、支援する能力を高めていく必要があると認識しております。

(注) 1. 一般社団法人全国訪問看護事業協会「令和6年度訪問看護ステーション数調査結果」より。

2. 第434回中央社会保険医療協議会総会(2019年11月20日開催)会議資料のP9記載内容を引用。

3. 厚生労働省による広報誌「厚生労働2017年2月号」への記載内容を引用。

エ. 人材教育の強化

「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」という当社の企業理念を実践し、地方創生事業及び在宅医療事業において質の高いサービスを提供するために、人材育成の強化に取り組んでまいります。外部機関が開催する研修・セミナーへの参加、社内の研修・勉強会などのカリキュラムの充実を図ってまいります。

特に地方創生事業では、障がい者雇用支援事業従事者を対象に、精神疾患を抱える利用者に提供している訪問看護のノウハウを利用した社内の研修・勉強会などを行い、教育体制の充実を図ってまいります。

オ. 人材の確保

厚生労働省の「令和4年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況」によれば、2022年末時点において約131万人の看護師が就業しているとされていますが、その中で在宅医療に関わる訪問看護事業所で就労する看護師は僅か5.4%の70,975人とどまっております。

今後、国の方針が「治す医療」から「治し、支える医療」へと転換していく中で、当社が在宅医療事業において十分な訪問診療サポートサービスを提供していくためには、サービス提供者である看護師等の人材の確保が重要な課題であると認識しております。一人でも多くの方が、住み慣れた家で生活が送れるようにサポートできる人材を確保してまいります。

他方、地方創生事業では、多岐にわたるサービスを提供しており、障がい者雇用を理解した人材等、各事業内容に造詣の深い人材の確保に努めてまいります。

人材の確保を図るため、雇用条件の改善にとどまらず、福利厚生の実施等、働きやすい環

境づくりに注力してまいります。

カ．財務基盤の強化

当社は、財務基盤の安定性を維持しながら、様々な事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、また、新たな事業価値創出のために機動的な資金調達を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 自2021年4月1日 至2022年3月31日	第 7 期 自2022年4月1日 至2023年3月31日	第 8 期 自2023年4月1日 至2024年3月31日	第 9 期 (当連結会計年度) 自2024年4月1日 至2025年3月31日
売 上 高 (千円)	—	—	—	3,967,006
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	185,154
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	144,153
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	25.67
総 資 産 (千円)	—	—	—	2,982,602
純 資 産 (千円)	—	—	—	2,038,513
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	—	362.46

(注) 当社では、第9期より連結計算書類を作成しているため、第8期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 自2021年4月1日 至2022年3月31日	第 7 期 自2022年4月1日 至2023年3月31日	第 8 期 自2023年4月1日 至2024年3月31日	第 9 期 (当事業年度) 自2024年4月1日 至2025年3月31日
売 上 高 (千円)	2,330,183	2,967,671	3,482,000	3,968,006
経 常 利 益 (千円)	82,701	160,762	194,798	194,496
当 期 純 利 益 (千円)	60,801	187,858	145,449	153,494
1 株当たり当期純利益 (円)	15.33	41.25	31.29	27.33
総 資 産 (千円)	1,570,515	1,993,094	2,539,631	2,936,239
純 資 産 (千円)	663,230	1,332,589	1,834,631	2,047,565
1 株当たり純資産額 (円)	△352.71	△258.78	334.63	364.07

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ショウタイム24株式会社	50,000千円	57.1%	IoTソリューションサービス事業

(8) 主要な事業内容

セグメント	主要な業務内容
地方創生事業セグメント	障がい者雇用支援事業
在宅医療事業セグメント	在宅医療事業

(9) 主要な事業所

① 当社

イ 本社 東京本社 東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル
福岡本社 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号NMF博多駅前ビル

ロ 農園

所在地	農園数	名称
宮崎県	6	コルディアール宮崎柳丸農園 等
福岡県	5	コルディアール久留米農園 等
長崎県	4	コルディアール高田農園 等
熊本県	2	コルディアール熊本農園 等
佐賀県	1	コルディアール佐賀農園
大分県	1	コルディアール大分農園
北海道	1	コルディアール札幌農園
岡山県	1	コルディアール岡山農園

ハ 訪問看護ステーション

所在地	事業所数 (() 内は営業所数)	名称
東京都	8 (4)	訪問看護ステーションコルディアール 等
埼玉県	2	訪問看護ステーションコルディアール南浦和 等
大阪府	2	訪問看護ステーションコルディアール東大阪 等
北海道	1	訪問看護ステーションコルディアール札幌
佐賀県	1	訪問看護ステーションコルディアール佐賀
大分県	1	訪問看護ステーションコルディアール大分
宮崎県	1	訪問看護ステーションコルディアール宮崎
岡山県	1	訪問看護ステーションコルディアール岡山

② 子会社

ショウタイム24株式会社	本社 東京都渋谷区円山町5番18号
--------------	-------------------

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
488名 [56名]	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります(2025年3月31日時点)。
2. 臨時従業員数は [] 内に1日8時間換算した人員数を外書で記載しております(従業員数に含む)。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	176,000千円
株式会社福岡銀行	38,888千円
株式会社商工組合中央金庫	25,400千円

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 18,530,400株

(2) 発行済株式の総数 5,624,100株

(3) 株主数 1,874名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
野口和輝	1,976,000	35.1
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	1,122,200	20.0
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合	277,400	4.9
東京センチュリー株式会社	180,000	3.2
光通信株式会社	142,300	2.5
芙蓉総合リース株式会社	106,600	1.9
Ariake Secondary Fund III LP	106,600	1.9
ホテル・アルファワン事業協同組合	100,000	1.8
株式会社ホテル・アルファ・ワン事業本社	100,000	1.8
株式会社ホテルアルファワン・ディベロップメント	100,000	1.8

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
新株予約権の数	420個 当社取締役 280個 当社社外取締役 140個	420個	140個	3個
保有人数				
当社取締役 (社外役員を除く)	2名	3名	1名	1名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	1名	1名	1名	1名
当社監査役	1名	1名	1名	2名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式 84,000株 当社取締役 56,000株 当社社外取締役 28,000株	当社普通株式 84,000株	当社普通株式 28,000株	当社普通株式 800株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1個につき 85,000円 (注) 1、2	1個につき 85,000円 (注) 1、2	1個につき 85,000円 (注) 1、2	1個につき 85,000円 (注) 1、2
新株予約権の行使期間	2019年9月2日から 2027年8月31日まで	2019年12月1日から 2027年11月30日まで	2021年4月18日から 2029年4月17日まで	2022年5月14日から 2030年5月13日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の割当日後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(株式無償割当てを含む。取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)は、

次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

2. 2023年8月24日開催の取締役会決議により、2023年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
新株予約権を引き受けた者は、権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職など、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
野 口 和 輝	代表取締役会長兼社長	
宮 崎 洋 祐	代表取締役専務経営管理本部長	
鎌 田 聖 一	取締役在宅医療事業本部長	
市 川 伸 二	取締役 地方創生事業共同本部長	
山 田 平 和	取締役 地方創生事業共同本部長	
北 村 充 永	取締役 在宅医療事業本部担当	
濱 西 望	取締役 経営企画部担当	
津 田 和 義	取締役	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役 株式会社中山製鋼所 社外取締役（監査等委員） 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役
江 尻 琴 美 (戸籍名：鶴田琴美)	取締役	敬和総合法律事務所 パートナー リンカーズ株式会社 社外監査役 株式会社メイコー 社外監査役
北 野 幸 治	常勤監査役	
中 村 基 夫	監査役	中村基夫公認会計士・税理士事務所 代表
中 務 正 裕	監査役	弁護士法人中央総合法律事務所 代表・マネージングパートナー 浅香工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 荒川化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社中山製鋼所 社外取締役 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役津田和義氏及び江尻琴美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役北野幸治氏、中村基夫氏及び中務正裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、津田和義氏、江尻琴美氏、北野幸治氏、中村基夫氏及び中務正裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役中村基夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況	退任日
—	—	—	—

(3) 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動

氏 名	異動後	異動前	異動年月日
市 川 伸 二	取締役 地方創生事業本部長	取締役 地方創生事業共同本部長	2025年4月1日
山 田 平 和	取締役 地方創生事業本部担当	取締役 地方創生事業共同本部長	2025年4月1日

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(5) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である野口和輝氏、宮崎洋祐氏、鎌田聖一氏、山田平和氏、市川伸二氏、北村充永氏、濱西望氏、津田和義氏及び江尻琴美氏、監査役である北野幸治氏、中村基夫氏及び中務正裕氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしております。

- ・当社が損害を賠償するとすれば被補償者である取締役及び監査役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分
- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより責任を負う場合には、損失の全部

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしており、その保険料を当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には填補の対象としないこととしております。

- ・被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと
- ・犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令、規則もしくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為

(7) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年4月18日開催の取締役会において、決議しております。

イ 当該方針の内容の概要

月例の基本報酬（固定報酬）のみとし、個々の取締役の職務執行の実績及び役位・職責の水準等を考慮して決定する。

なお、各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長にその決定を委任する。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会に方針等を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長兼社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申を尊重し、上記について決定するものとする。

また、当社の取締役報酬等については、企業業績、企業価値の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを基本方針とし、意欲を高め、適切な動機づけを可能とすると同時に、優秀な人材の確保、維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準となるよう設定する。業務執行から独立した社外取締役及び監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみを支払うこととする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当事業年度においては、2024年6月17日開催の取締役会にて、報酬委員会からの答申を尊重し、代表取締役会長兼社長野口和輝氏に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、具体的な個々の取締役に対する報酬額の算定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役会長兼社長が最も適していると判断したためであります。当該権限が代表取締役会長兼社長野口和輝氏によって適切に行使されるよう、上記の決定方針に従って各取締役の報酬額を算出しております。

また、監査役の報酬は経営に対する独立性・客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数（人）	報酬等の総額（千円）
取 締 役 （うち社外取締役）	9 （2）	186,000 (12,600)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 （3）	18,090 (18,090)
合 計	12	204,090

- （注） 1. 取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において年額240,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
3. 当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別報酬については、取締役会より委任を受け、代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。内容を決定するにあたり、事前に報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(8) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役 株式会社中山製鋼所 社外取締役（監査等委員） 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	江 尻 琴 美 (戸籍名：鶴田琴美)	敬和綜合法律事務所 パートナー リンカーズ株式会社 社外監査役 株式会社メイコー 社外監査役	特別の関係はありません。
監 査 役	中 村 基 夫	中村基夫公認会計士・税理士事務所 代表	特別の関係はありません。
監 査 役	中 務 正 裕	弁護士法人中央総合法律事務所 代表・マネージングパートナー 浅香工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 荒川化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社中山製鋼所 社外取締役 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
取 締 役	津 田 和 義	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(公認会計士及び税理士資格保有)
取 締 役	江 尻 琴 美 (戸籍名：鶴田琴美)	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行った上で、議決権を行使しております。
監 査 役	北 野 幸 治	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席、監査役会には15回中15回出席し、独立かつ中立の視点から当社の経営上有用な発言を行っております。
監 査 役	中 村 基 夫	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席、監査役会には15回中15回出席し、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、独立かつ中立の視点から必要な発言を行っております。
監 査 役	中 務 正 裕	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席、監査役会には15回中15回出席し、弁護士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、独立かつ中立の視点から必要な発言を行っております。

③ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

1 名 1,050千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,070千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,070千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 当会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理

を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会が中心となって当会社の各部門と連携し、当会社のコンプライアンスに関する取組みを推進します。

- ② 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口および相談窓口を設け、内部通報制度を整備します。
- ③ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設けます。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当会社の内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査役会に報告します。

2. 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「稟議規程」「機密文書管理規程」、その他の社内規程に基づき閲覧可能な状態で保存・管理します。

3. 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築します。
- ② リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めます。

4. 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行います。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」及び「職務権限規程」に規定した事項とします。
- ② 取締役会の任意の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置し、取締役の報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を確保します。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」及び「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備します。

5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当会社は「関係会社管理規程」を定め、子会社における業務の円滑化と管理の適正化を求めます。
- ② 当会社の取締役又は使用人が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職

務執行の監督を行うとともに、当社に重要事項の報告及び承認を義務付けます。

③ 子会社のリスクに関する事項は、当社のリスクに関する管理体制を活用します。

④ 当会社の内部監査室は、「内部監査規程」等に基づき監査を実施し、監査結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告します。

6. 当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 取締役会は、監査役会と必要に応じて協議を行い、監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとします。

② 監査補助者は、取締役からの独立性を確保するものとする。

③ 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 当会社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、当会社の取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。

② 当会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実を監査役に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査役に報告します。

③ 子会社の取締役及び使用人は、当会社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

④ 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当会社及び子会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当会社の取締役へ報告を行い、取締役は監査役に報告を行います。

⑤ 当会社は、当会社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、当会社及び子会社において不利益な取扱いを受けないことを保証します。

8. 当会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当会社は、監査役の職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受け

たとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査役の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行います。

9. その他当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図ります。
- ② 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と各事業本部の執行役員及び従業員の意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備します。
- ③ 監査役は、適時に会計監査人又は内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人又は内部監査室に報告を求める体制を整備します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行います。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とします。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当会社は、前述の内部統制システムの整備を行い、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討し、必要に応じて、社内規程並びに個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

監査役は重要会議への出席、稟議書の閲覧、代表者及び管理職者との意見交換等並びに内部監査室との連携を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率及び1株当たりの数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,449,568</b> | <b>流動負債</b>        | <b>657,317</b>   |
| 現金及び預金          | 810,824          | 買掛金                | 3,443            |
| 売掛金及び契約資産       | 542,054          | 短期借入金              | 176,000          |
| 商品              | 262              | 1年内返済予定の長期借入金      | 22,953           |
| 貯蔵品             | 38               | リース債務              | 46,018           |
| 前払費用            | 90,746           | 未払金                | 113,546          |
| その他             | 5,952            | 未払費用               | 154,307          |
| 貸倒引当金           | △309             | 未払法人税等             | 44,650           |
|                 |                  | 契約負債               | 586              |
|                 |                  | 前受金                | 106              |
|                 |                  | 預り金                | 43,969           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,533,034</b> | 賞与引当金              | 33,622           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,244,709</b> | その他の               | 18,113           |
| 建物及び構築物         | 532,412          | <b>固定負債</b>        | <b>286,771</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 181,139          | 長期借入金              | 91,315           |
| 土地              | 16,607           | リース債務              | 133,678          |
| リース資産           | 162,550          | 長期未払金              | 7,504            |
| 建設仮勘定           | 352,000          | 退職給付に係る負債          | 17,793           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>46,964</b>    | 資産除去債務             | 36,352           |
| のれん             | 46,575           | その他の               | 126              |
| その他の            | 388              | <b>負債合計</b>        | <b>944,088</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>241,360</b>   | <b>(純資産の部)</b>     |                  |
| 投資有価証券          | 1,851            | <b>株主資本</b>        | <b>2,038,223</b> |
| 繰延税金資産          | 51,877           | 資本                 | 1,193,090        |
| 差入保証金           | 174,489          | 資本剰余金              | 1,133,090        |
| 長期貸付金           | 2,705            | 利益剰余金              | △287,957         |
| その他             | 11,320           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>289</b>       |
| 貸倒引当金           | △884             | 退職給付に係る調整累計額       | 289              |
|                 |                  | <b>非支配株主持分</b>     | <b>－</b>         |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>       | <b>2,038,513</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,982,602</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>2,982,602</b> |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 3,967,006 |
| 売上原価            |         | 2,517,294 |
| 売上総利益           |         | 1,449,712 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,273,433 |
| 営業利益            |         | 176,278   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 532     |           |
| 補助金収入           | 7,257   |           |
| 受取手数料           | 4,252   |           |
| その他             | 2,342   | 14,384    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 4,201   |           |
| その他             | 1,307   | 5,508     |
| 経常利益            |         | 185,154   |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 2,206   |           |
| 減損損失            | 1,932   |           |
| 基金拠出金評価損        | 1,456   | 5,595     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 179,559   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 49,801  |           |
| 法人税等調整額         | △14,396 | 35,405    |
| 当期純利益           |         | 144,153   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 144,153   |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |          |           |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 1,163,371 | 1,103,371 | △432,110 | 1,834,631 |
| 当期変動額                   |           |           |          |           |
| 新株の発行                   | 29,719    | 29,719    | －        | 59,438    |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益     | －         | －         | 144,153  | 144,153   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －         | －         | －        | －         |
| 当期変動額合計                 | 29,719    | 29,719    | 144,153  | 203,592   |
| 当期末残高                   | 1,193,090 | 1,133,090 | △287,957 | 2,038,223 |

|                         | その他の包括利益<br>累計額<br>退職給付に係る<br>調整累計額 | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|-------------------------|-------------------------------------|---------|-----------|
|                         |                                     |         |           |
| 当期首残高                   | △145                                | －       | 1,834,485 |
| 当期変動額                   |                                     |         |           |
| 新株の発行                   | －                                   | －       | 59,438    |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益     | －                                   | －       | 144,153   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 435                                 | －       | 435       |
| 当期変動額合計                 | 435                                 | －       | 204,027   |
| 当期末残高                   | 289                                 | －       | 2,038,513 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 ショウタイム 2 4 株式会社

ショウタイム 2 4 株式会社については、当連結会計年度において新たに株式を取得したことにより、連結子会社に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ショウタイム 2 4 株式会社の決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、2025年1月31日に実施した仮決算に基づいております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品……最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

##### ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間に渡り均等に償却しております。なお、ショウタイム24株式会社の取得に係るのれんの償却期間は5年であり、翌連結会計年度より均等償却の開始を予定しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 地方創生事業

主に障がい者雇用支援サービスに伴う人材紹介業務及び定着支援のためのサポート業務を提供しております。人材紹介業務に関しては、紹介者の入社日時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、入社日時点において一時点で収益を認識しております。定着支援のためのサポート業務に関しては、顧客との契約期間の経過に応じて当社の履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

ロ 在宅医療事業

主に精神疾患を有する利用者に対して在宅医療サービスを提供しております。サービスが完了した時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、サービス完了時点において一時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 51,877千円（繰延税金負債との相殺前の金額は、59,678千円であります。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来の事業計画及び経営環境等から予測される課税所得の見積りに基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると判断したものについて認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高成長率及び営業利益率であります。なお、将来の課税所得の見積りにあたっては、将来の事業計画に加え、過年度の業績計画の達成状況等を勘案して、作成しております。

③ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 404,922千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加      | 減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|---------|----|-----------|
| 普通株式（株） | 5,482,600 | 141,500 | －  | 5,624,100 |

（変動事由の概要）

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 127,500株

ストック・オプションの権利行使による増加 14,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 334,000株

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入や新株発行等により調達しております。

一時的な余資は主に流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

また、その他金銭債権である差入保証金は、主に事務所の賃貸契約における保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に差入先の信用判定を行い、契約更新時等に信用状況を把握するようにしております。

未払金は1年内の支払期日であります。借入金金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。未払金、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り表を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)を参照ください。 )。

|           | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------|--------------------|------------|------------|
| 差入保証金     | 174,489            | 158,083    | △16,406    |
| 資産計       | 174,489            | 158,083    | △16,406    |
| 長期借入金(※2) | 114,269            | 112,514    | △1,754     |
| リース債務(※2) | 179,697            | 181,471    | 1,773      |
| 負債計       | 293,966            | 293,985    | 19         |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金及びリース債務には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

| 区分    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|--------------------|
| 非上場株式 | 1,851              |

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 810,824      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金及び契約資産 | 542,054      | —                   | —                    | —            |
| 差入保証金     | —            | —                   | —                    | 174,489      |
| 合計        | 1,352,878    | —                   | —                    | 174,489      |

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 22,953       | 20,060              | 19,777              | 14,817              | 10,557              | 26,103      |
| リース債務 | 46,018       | 46,041              | 39,019              | 32,573              | 16,044              | —           |
| 合計    | 68,971       | 66,101              | 58,796              | 47,391              | 26,601              | 26,103      |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価(千円) |         |      |         |
|-------|--------|---------|------|---------|
|       | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 差入保証金 | —      | 158,083 | —    | 158,083 |
| 資産計   | —      | 158,083 | —    | 158,083 |
| 長期借入金 | —      | 112,514 | —    | 112,514 |
| リース債務 | —      | 181,471 | —    | 181,471 |
| 負債計   | —      | 293,985 | —    | 293,985 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金

差入保証金の時価は、約定期間等に基づき算定した将来キャッシュ・フローを、約定期間に対応した国債の利回りに与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント   |           |           | その他   | 調整額    | 合計        |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------|--------|-----------|
|                   | 地方創生事業    | 在宅医療事業    | 計         |       |        |           |
| 障がい者雇用支援サービス      | 2,441,433 | —         | 2,441,433 | —     | —      | 2,441,433 |
| 在宅医療サービス          | —         | 1,453,025 | 1,453,025 | —     | —      | 1,453,025 |
| その他               | 65,835    | 1,200     | 67,035    | 4,000 | —      | 71,035    |
| 顧客との契約から生じる収益     | 2,507,269 | 1,454,225 | 3,961,494 | 4,000 | —      | 3,965,494 |
| その他の収益            | 1,512     | —         | 1,512     | —     | —      | 1,512     |
| 外部顧客への売上高         | 2,508,781 | 1,454,225 | 3,963,006 | 4,000 | —      | 3,967,006 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | —         | 390       | 390       | 1,000 | △1,390 | —         |
| 計                 | 2,508,781 | 1,454,615 | 3,963,396 | 5,000 | △1,390 | 3,967,006 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング事業及びIoTソリューションサービス事業であります。

2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 503,969 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 537,069 |
| 契約資産（期首残高）          | 4,568   |
| 契約資産（期末残高）          | 4,984   |
| 契約負債（期首残高）          | 149     |
| 契約負債（期末残高）          | 586     |

契約資産は、主に、在宅医療サービスにおける顧客との利用契約において、履行義務が充足された対価に対する未請求の権利に関するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。契約負債は、主に、地方創生事業における観光物産サービスにおいて、サービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は149千円であります。なお、当連結会計年度は連結計算書類の初年度であるため、期首残高の数値は個別の前事業年度の数値を記載しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 362円46銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 25円67銭  |

## 9. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称：ショウタイム２４株式会社

事業の内容：スマートロック等のIoTを活用した無人内見システムサービスの提供

#### ② 企業結合を行った主な理由

当社は、「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」を企業理念とし、「地域を問わず全ての人が、心豊かに、能力や個性を発揮できる社会の実現」を目指すゴールとして、地方創生事業と在宅医療事業に取り組んでおります。一方、ショウタイム２４株式会社は、「革新的テクノロジーと人間力を融合させ、不動産業界に新たな流通の波を起こす」を社会的使命とし、スマートロック等のIoTを活用した無人内見システムサービスを提供しております。この度のショウタイム２４株式会社の子会社化は、当社の事業領域の拡大と事業ポートフォリオの強化並びに収益基盤の多様化と安定化に資すると考え、第三者割当増資を引き受けることといたしました。当社が提供しているサービスに、ショウタイム２４株式会社が有する新たな課題の解決手段が加わることで、人口が減少し人手が不足していく地方が抱える課題を解決し、地方創生に役立てることができると見込んでおります。今回の株式引受及び子会社化により、当社とショウタイム２４株式会社の持つノウハウを融合させ、新たな付加価値サービスを提供し、さらなる成長を目指してまいります。

#### ③ 企業結合日

2025年1月31日（株式取得日）

#### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### ⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

#### ⑥ 取得した議決権比率

57.1%

#### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は4月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては2025年1月31日に実施した仮決算に基づいております。本企业結合の企業結合日は2025年1月31日であり、貸借対照表のみ連結しているため、連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |          |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 40,000千円 |
| 取得原価  |    | 40,000千円 |

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 8,341千円

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

46,575千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

|      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 46,725千円 |
| 固定資産 | 2,530千円  |
| 資産合計 | 49,256千円 |
| 流動負債 | 16,048千円 |
| 固定負債 | 39,783千円 |
| 負債合計 | 55,831千円 |

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 63,353千円

営業損失 28,404千円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報を影響の概算額としております。当該概算額には、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとして算定された償却額を含んでいます。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>     |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,403,842</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>641,269</b>   |
| 現 金 及 び 預 金          | 773,705          | 買 掛 金                  | 3,443            |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産    | 535,576          | 短 期 借 入 金              | 176,000          |
| 貯 蔵 品                | 38               | 1年内返済予定の長期借入金          | 12,756           |
| 前 渡 金                | 2,483            | リ ー ス 債 務              | 46,018           |
| 前 払 費 用              | 90,079           | 未 払 金                  | 111,520          |
| そ の 他                | 2,268            | 未 払 費 用                | 151,116          |
| 貸 倒 引 当 金            | △309             | 未 払 法 人 税 等            | 44,363           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,532,397</b> | 契 約 負 債                | 586              |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,244,673</b> | 前 受 金                  | 106              |
| 建 構 物                | 496,458          | 預 り 金                  | 43,624           |
| 構 築 物                | 35,953           | 賞 与 引 当 金              | 33,622           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 181,103          | そ の 他                  | 18,113           |
| 土 地                  | 16,607           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>247,405</b>   |
| リ ー ス 資 産            | 162,550          | 長 期 借 入 金              | 51,532           |
| 建 設 仮 勘 定            | 352,000          | リ ー ス 債 務              | 133,678          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>364</b>       | 長 期 未 払 金              | 7,504            |
| 商 標                  | 152              | 退 職 給 付 引 当 金          | 18,210           |
| ソ フ ト ウ エ ア          | 211              | 資 産 除 去 債 務            | 36,352           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>287,359</b>   | そ の 他                  | 126              |
| 投 資 有 価 証 券          | 1,851            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>888,674</b>   |
| 関 係 会 社 株 式          | 48,341           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| 出 資 金                | 10               | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,047,565</b> |
| 長 期 前 払 費 用          | 9,686            | 資 本 金                  | 1,193,090        |
| 繰 延 税 金 資 産          | 52,005           | 資 本 剰 余 金              | 1,133,090        |
| 差 入 保 証 金            | 172,156          | 資 本 準 備 金              | 1,133,090        |
| 長 期 貸 付 金            | 2,705            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△278,615</b>  |
| 破 産 更 生 債 権 等        | 884              | そ の 他 利 益 剰 余 金        | △278,615         |
| 貸 倒 引 当 金            | △884             | 繰 越 利 益 剰 余 金          | △278,615         |
| そ の 他                | 603              | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,047,565</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>2,936,239</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,936,239</b> |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 3,968,006 |
| 売上原価         |         | 2,518,006 |
| 売上総利益        |         | 1,450,000 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,264,380 |
| 営業利益         |         | 185,620   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 532     |           |
| 補助金収入        | 7,257   |           |
| 受取手数料        | 4,252   |           |
| その他          | 2,342   | 14,384    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 4,201   |           |
| その他          | 1,307   | 5,508     |
| 経常利益         |         | 194,496   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 2,206   |           |
| 減損損失         | 1,932   |           |
| 基金拠出金評価損     | 1,456   | 5,595     |
| 税引前当期純利益     |         | 188,900   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 49,801  |           |
| 法人税等調整額      | △14,396 | 35,405    |
| 当期純利益        |         | 153,494   |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本      |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
|         | 資本金       | 資本剰余金     |           |
|         |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高   | 1,163,371 | 1,103,371 | 1,103,371 |
| 当期変動額   |           |           |           |
| 新株の発行   | 29,719    | 29,719    | 29,719    |
| 当期純利益   |           |           |           |
| 当期変動額合計 | 29,719    | 29,719    | 29,719    |
| 当期末残高   | 1,193,090 | 1,133,090 | 1,133,090 |

|         | 株主資本     |          |           | 純資産合計     |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|
|         | 利益剰余金    |          | 株主資本合計    |           |
|         | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |           |           |
|         | 繰越利益剰余金  |          |           |           |
| 当期首残高   | △432,110 | △432,110 | 1,834,631 | 1,834,631 |
| 当期変動額   |          |          |           |           |
| 新株の発行   |          |          | 59,438    | 59,438    |
| 当期純利益   | 153,494  | 153,494  | 153,494   | 153,494   |
| 当期変動額合計 | 153,494  | 153,494  | 212,933   | 212,933   |
| 当期末残高   | △278,615 | △278,615 | 2,047,565 | 2,047,565 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
    その他有価証券  
        市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
    貯蔵品……最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
    建物、建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。
- ② 無形固定資産  
    定額法を採用しております。
- ③ リース資産  
    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
    債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
    従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
    従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
    数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 地方創生事業

主に障がい者雇用支援サービスに伴う人材紹介業務及び定着支援のためのサポート業務を提供しております。人材紹介業務に関しては、紹介者の入社日時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、入社日時点において一時点で収益を認識しております。定着支援のためのサポート業務に関しては、顧客との契約期間の経過に応じて当社の履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

##### ② 在宅医療事業

主に精神疾患を有する利用者に対して在宅医療サービスを提供しております。サービスが完了した時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、サービス完了時点において一時点で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更にに関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 52,005千円（繰延税金負債との相殺前の金額は、59,678千円であります。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来の事業計画及び経営環境等から予測される課税所得の見積りに基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると判断したものについて認識しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高成長率及び営業利益率であります。なお、将来の課税所得の見積りにあたっては、将来の事業計画に加え、過年度の業績計画の達成状況等を勘案して、作成しております。

③ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の影響に与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 404,820千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,000千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金 | 32,766千円  |
| 未払事業税     | 6,069千円   |
| 未払事業所税    | 1,364千円   |
| 貸倒引当金     | 365千円     |
| 賞与引当金     | 10,296千円  |
| 未払費用      | 1,691千円   |
| 一括償却資産    | 239千円     |
| 減価償却超過額   | 1,708千円   |
| 投資有価証券評価損 | 7,395千円   |
| 差入保証金償却   | 6,038千円   |
| 資産除去債務    | 11,132千円  |
| 退職給付引当金   | 5,739千円   |
| その他       | 6千円       |
| 繰延税金資産小計  | 84,816千円  |
| 評価性引当額    | △25,138千円 |
| 繰延税金資産合計  | 59,678千円  |

### 繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △7,662千円 |
| その他             | △10千円    |
| 繰延税金負債合計        | △7,672千円 |
| 繰延税金資産純額        | 52,005千円 |

#### 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、農園の送迎車両（車両運搬具）等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

#### 9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 364円07銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 27円33銭  |

#### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社JSH  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻井 健太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 康生  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JSHの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JSH及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社JSH  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻井 健太  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 康生  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JSHの2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社 J S H 監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役（社外監査役） | 北 野 幸 治 | ㊞ |
| 社 外 監 査 役        | 中 村 基 夫 | ㊞ |
| 社 外 監 査 役        | 中 務 正 裕 | ㊞ |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋三丁目6番2号

AP日本橋 会議室 ROOM B (日本橋フロント6階)



〔交通〕 電車のご利用案内

- 東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分
- JR「東京駅」より徒歩5分
- 都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分

総会会場を変更しておりますので、お気をつけください。